



深谷市長
新井家光

守るべきもの

陰暦で2月は如月きさらぎです。寒さで着物を重ね着ることから「着更着」とする説が有力だそうです。その寒さのせいか、夜空を見上げると、冴え渡る空気の中で星たちの輝度が高まった気がします。星の数は銀河系の恒星だけで数千億といわれ、文字通り「天文学的な」数の星が夜空に瞬きます。

これだけの数があるのならと、昨年末「UFO(未確認飛行物体)」についての政府答弁がありました。文明をもつ星が出現する確率は奇跡に近いことのようにです。

まず、大きさが地球より大きいと、強い重力でガスが引き寄せられ温室ガスに覆われてしまい、逆に小さすぎると惑星内部が早く冷え固まってしまいます。また、主星が太陽より大きいと、燃料の消費速度も早く寿命が短くなり、惑星に文明が発生する前に消滅してしまうそうです。反対に、あまりに小さい場

合は惑星を持つことができません。そして何より大きなポイントは主星からの距離が適正で水を液体として保てるかどうかです。私はこれらの難問をすべてクリアした地球とは、まさに「奇跡の星」だと思っております。

だからこそ私は、この奇跡の星「地球」を如何に守るかが重要ととらえています。深谷市では現在、市民の皆様のご意見等を頂きながら、今春の「深谷市環境基本計画」の策定に向けて作業を進めております。これは、市民の皆様、事業者および市の責務と役割を示し、相互の協力により、身近な環境問題から地球環境問題に取り組むための行動・活動計画です。

身近なことといえば、昨年の4月から始めた「雑紙」の分別も大切な取り組みと考えております。深谷市の取り組む活動は、地球規模からすれば影響が多大とは言い切れません。しかし、この地球をどうするのか、また、未来の子どもにどう引き渡すのか、それは現在のわれわれの行動にかかっているのです。

道は爾ちかきに在り、
而あるにこれを遠しきに求む 「孟子」

雑紙の出し方は？
はがきやレシートなどの小さいものは紙袋に入れ飛び出さないようにひもで縛る。
大きいものは折りたたんで、ひもで縛る。
窓枠封筒などのプラスチック部
分や、ファイルなどの金属やプラスチックは取り除く。

【問い合わせ】
環境課
571 - 0789

収集できるもの
紙製の容器や包装
・ 包装紙
・ 菓子やティッシュなどの紙箱
・ ワイシャツなどの台紙
・ 紙袋類
○その他の紙類
コピー用紙、パンフレット、ダイレクトメール、封筒、ポスター、カレンダー、手紙、レシートなど

収集できないもの
防水加工された紙(紙コップなど)
・ カーパーン紙、ノーカーボン紙、感熱紙
・ プリント写真、アルバム
・ 銀紙、複合紙
・ 内側にアルミの貼つてある酒パック、プラスチックの付いた紙
・ 水にぬれた紙、油や食品が付着した紙
・ シュレッダーした紙くずなど

「沈黙考」ワンポイント解説
「雑紙」とはなんだろう？
雑紙とは紙製容器・包装紙やコピー用紙などの水に溶ける紙類をいいます。深谷市では平成19年4月から、雑紙を資源物として分別収集しています。

「安心で安全なまち」を目指して

1 もしものときの市営住宅

火災などの災害に遭われ、住宅に困っている市民のかたに、当面の生活の場を提供し、生活基盤の建て直しを支援するため、市営住宅の一時使用を可能とする制度を新たに創設しました。

これまで市では、火災で自宅が被災を受けたかたで、収入要件など市営住宅の入居資格を持つかたには、公募の手続きを経ずに入居していた例がありますが、これは公営住宅法に従い公募による例外が適用になるだけで、通常の入居と同様に課税証明書や連帯保証人など一連の書類が必要でした。

今回の制度では、こうした入居資格を満たしていないかたでも、簡単な手続きと審査で緊急避難場所として一時的に市営住宅を使用していただけるようになりました。

【入居の条件】

- 市内に住所があること
- 災害(住宅火災、地震、水害など)により、居住する住宅を失い、避難場所を確保できないこと
- 市町村税などを完納していること
- 暴力団員でないこと

【申込期間】被災した日から1か月以内

【一時使用できる期間】3か月以内

【利用期間中の使用料】市営住宅の使用料と同程度の額

【問い合わせと申し込み】くらしいきいき課(574-6633)へ

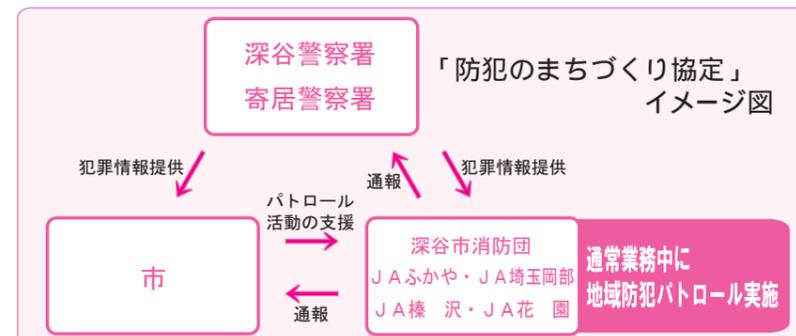


2 市民の安全見守ります

犯罪を未然に防止し、安心で安全な生活ができるまちづくりを市民、事業者、警察署など関係機関が協働して推進するために平成18年に「深谷市安全安心まちづくり条例」を制定し、深谷駅周辺に犯罪の抑止と発生時の迅速な対応に備えることを目的とした10基の防犯カメラを設置しました。

この取り組みにより、市内の犯罪件数は大幅に減少したもののゼロになったわけではありません。

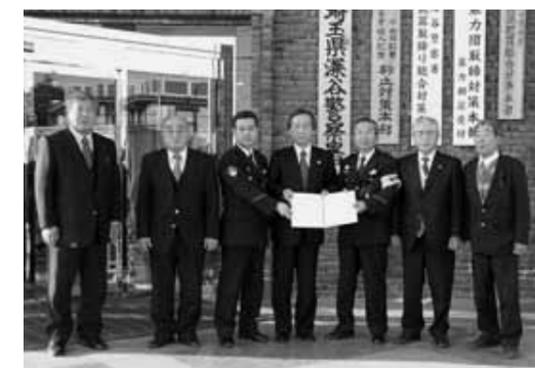
そこで、さらなる取り組みとして深谷市消防団および市内の4つの農協と「防犯のまちづくり協定」を締結し、通常業務の際に併せて地域防犯パトロールを実施していただくこととしました。



【問い合わせ】くらしいきいき課(574-6633)へ



昨年10月に消防団と協定締結



昨年12月に市内4農協と協定締結